

令和4（2022）年 月 日

新入生・転編入生の保護者の皆様

代々木高等学校
校長 清水 宝文
〈公印省略〉

高等学校等就学支援金の申請についてのお知らせ

この支援金は、ご家庭の教育費負担を軽減するために国により設けられたものです。返済の必要はありません。

以下では、高等学校等就学支援金の申請手続きについて説明します。（※受給のためには申請必須です。）

※既にご提出頂いている分がある場合は、不足分をご提出ください。

また、行き違いで既にご提出頂いている場合はご容赦ください。

- 1 高等学校等就学支援金を受給するためには本校を通じた申請が必要です。
- 2 支給対象者については裏面をご参照下さい。
- 3 申請のために必要な書類は4種類（以下の①②③⑤又は①②④⑤）ですので、入学許可証がご家庭に届きましたら、同封の返信用封筒に切手を貼付の上、直ちに簡易書留で提出していただきますようお願いいたします。なお、申請書類の本校への提出が遅れると、申請手続きが遅れ、支援金の支給額が少なくなる場合がありますので、ご注意下さい。

※③、④は貼付台紙に貼らずに同封して下さい。

提出期限： 月 日（ ）

- ① 就学支援金申請書（様式第1号）
- ② 個人番号カード（写）等貼付台紙（次のいずれかを貼り付けて提出してください。）
A：マイナンバーカードの裏面のコピー（個人番号のある面）
B：通知カードのコピー ※注
C：AもBもない場合は、個人番号が記載された住民票（原本）を提出して下さい。
- ③ 上記のAを選ばれた場合は、マイナンバーカードの表面のコピーを同封して下さい。
- ④ 上記のBあるいはCを選ばれた場合は、運転免許証のコピーを同封して下さい。
- ⑤ 高等学校等就学支援金 意向確認書

※通知カードは令和2年5月25日、法の改正により原則使用できません。ただし下記に該当する場合は使用できます。

- ① 記載事項（氏名、住所等）を変更すべき事由が発生しておらず、変更がない場合。
- ② 施行日（R2.5.25）以前に変更手続きが完了している場合。

4 転編入生の保護者様へ

前籍校より「就学支援金消滅通知」が届いている場合は、上記の提出書類と併せて郵送して下さい。まだ、ご家庭に届いていない場合は、後日届き次第代々木高等学校志摩本校へ必ず郵送して下さい。消滅通知が確認できない場合、支援金が停止又は遅延することがあります。

裏面もあります⇒

5 申請されない場合も提出書類⑤意向確認書の意向なしにチェックを入れてご提出をお願いします。

- ※ 運転免許証がない方は、パスポートの写真がある部分やその他の証明が必要になります。事務局へお問い合わせください。
- ※ 個人番号の提出をされないご家庭は事務局へご連絡ください。
 - ・申請には「課税証明書」等の提出が必要になります。
 - 又、毎年6～7月に「収入状況届出書（2回目以降）」を提出して頂く必要があります。

6 高等学校等就学支援金の支給対象者

次の計算式（両親2人分の合計額）で判定します。

市町村税の課税標準額 × 6% - 市町村税の調整控除の額

※政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算します。

上記による算出額 < 154,500円 → 支給額：264,000円/年(当校授業料)22,000/月

上記による算出額 < 304,200円 → 支給額：118,800円/年 9,900/月

上記による算出額が304,200円を超える場合は支給対象とはなりません

制度の詳細については、別添の「高等学校等就学支援金」のチラシをご一読下さい。

その他、ご不明な点等ございましたら下記事務担当（東山）までお問合せ下さい。



事務局のLINEです。
お気軽にお問い合わせください。
(PC用の為、通話は出来ません)

提出チェックリスト

- 就学支援金申請書
- 個人番号カード（写）等貼付台紙（個人番号貼付済 or 個人番号記載の住民票付）
- 意向確認書
- マイナンバーカード表面コピー or 運転免許証等コピー



代々木高校 本校の公式LINEです。
いろいろな情報を発信中。
お気軽にお問い合わせください。
(通話不可)